

第3号議案

令和6年度霧ヶ峰自然環境保全協議会の取組み（案）

	基本計画	令和6年度取組み
1 霧ヶ峰 保全 再生 計画	<p>(1) 草原・樹叢の保全再生 <自然再生> ・自然保全再生実施計画の策定とそれに基づく具体的対策 <雑木処理> ・関係団体による連絡調整会議の開催（実施箇所の調整） ・雑木処理ローテーションの検討 ・全国からの参加促進（参加型エコツアーとの連携） ・協議会で決定するレンゲツツジの対策方針に沿った適切な管理</p>	<p>1 自然保全再生実施計画及び個別作業計画 (1) 令和5年度に見直しを行った霧ヶ峰自然保全再生実施計画に基づき、各年度の個別作業計画を作成し、令和5年度まで実施したモデル地区にて作業工程を組み保全再生作業を実施する。 (2) 雑木処理を継続実施する。（諏訪市、柏原財産区） 2 参加型エコツアーの試行を検討</p>
	<p>(2) 湿原環境対策 ・樹木による地下水の蒸散が乾燥化を促進⇒樹木の試験的伐採と効果の検証 ・踏圧防止や土砂流入対策のため、遊歩道の改良、木道整備（踊場湿原、車山湿原） ・土砂対策のため、集水域内の草原の荒廃地、裸地化箇所の修復（車山湿原周辺遊歩道、八島ヶ原湿原周辺） ・蛇籠など自然的材料による土砂の流出、崩壊防止 ・冬季のスキーやスノーシューによる観光客侵入防止のため、注意看板等の設置 ・湿原環境の理解促進のため、観光客や住民に対する啓発、教育対策 ・調査研究体制の整備（研究機関、研究者の連携による定期的、継続的な調査研究）</p>	<p>3 天然記念物保存活用計画の検討 ・計画策定に向けて方法等の具体的な検討を継続する。 4 冬季の観光客等侵入防止のための竹竿設置（諏訪市、下諏訪町、県、霧ヶ峰自然保護センター、パークボランティア）</p>
	<p>(3) 牧草地における在来植生復元 ・在来植生復元手法の確立（小和田牧野組合の試験的取り組みを基に） ・牧草地全体への植生復元の拡大 ・観光客等の入場の承認と保全協力金による植生復元の継続</p>	<p>5 在来植生復元の取り組みを継続実施 ・確立された植栽手順によりニッコウキスゲの在来復元事業を継続（小和田牧野農業協同組合）</p>
	<p>(4) 野生鳥獣被害対策（ニホンジカ被害防止対策） ・電気柵、防護柵の設置</p>	<p>6 ニホンジカ被害防止対策 (1) ニッコウキスゲ群生地等における電気柵等の設置・管理（県、下桑原牧野組合、湖東牧野組合、高原牧野組合、車山高原観光協会等） (2) 八島ヶ原湿原防鹿柵の巡回、メンテナンス（県、諏訪市、下諏訪町、霧ヶ峰自然保護センター、八島ビジターセンター、諏訪市自然保護指導員、下諏訪町八島湿原保護指導員、パークボランティア等） (3) 第5期ニホンジカ管理計画に基づくニホンジカ捕獲の推進（県林務部、関係市町村等） (4) 踊場湿原及び車山湿原におけるニホンジカ対策の検討</p>

基本計画	令和6年度取組み
<p>(5) 外来植物対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来植物対応の推進体制整備 ・適切な駆除方法の周知と効果の検証 ・遊歩道の過剰利用による土壌攪乱、土壌浸食の防止（遊歩道整備、利用者への啓発、部分的立入制限） ・湿原周辺地域における対策（湿原入口での靴の泥落とし、ペット制限等） ・地域住民、利用者への啓発（種子や株を持ち込まないように呼び掛け、侵入、定着の危険性がある外来植物に関する情報発信） ・事業者への要請（新たな工事や緑化における土壌攪乱や使用する緑化材等） 	<p>7 個別作業計画</p> <p>(1) 平成25年10月に策定し、令和5年度に見直しを行った霧ヶ峰自然保全再生実施計画に基づき、各年度の個別作業計画を作成し、モデル的な地区にて周辺への拡大防止に重点を置き、保全再生作業を実施する。</p> <p>(2) モニタリング調査を実施し、個別作業の検証を行い、次年度の個別作業計画について検討する。</p> <p>8 外来植物の侵入と対策に係る学習会</p>
<p>2 霧ヶ峰彩り草原空間形成 施設整備基本構想</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊歩道、木道、公衆トイレの整備 ・案内板、看板等の整備 ・休憩場所、写真撮影場所、ベンチの整備 ・自動車渋滞対策の検討 ・ペットの持ち込みに関する地域ルールづくり（自粛区域の選定、周知等） ・ごみポイ捨て対策 ・霧ヶ峰の利用に対する協力金制度の運用（旅館・ホテル等への募金箱設置他） ・施設の利用に関する負担金制度の運用（トイレチップ制、渋滞ピーク時の一時有料駐車場他） 	<p>1 諏訪市等が遊歩道や木道等を整備・補修</p> <p>2 諏訪市が車山肩に設置したバイオトイレを管理</p> <p>3 ドローンの取扱いについてガイドラインの施行・運用及び検討の継続</p> <p>4 案内板、看板等の整備・補修</p>
<p>3 霧ヶ峰エコツアーリズムモデル構築計画</p> <p>(1) エコツアーの実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコツアー受入れ体制の整備（総合的情報提供、ポータルサイトの運営、情報収集、各ビジターセンターの連携等） ・エコツアー参加者とエコツアー実施団体との間のコーディネート（参加者ニーズに応じて最も適したプログラムの提案） ・エコツアー実施団体間の連携（エコツアー実施団体の情報共有のサポート等） ・宿泊施設との連携 ・参加・体験型プログラム実施のための諸団体との連携（雑木処理、外来種除去活動等への参加呼び掛け） ・インタープリターの募集、養成 ・相互研鑽、質の向上（実施団体の創意工夫、切磋琢磨を基本とし、講習会の開催等、各団体の取り組みを支援） ・エコツアーの健全な発展につながる料金設定 <p>(2) 情報提供、情報発信体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・霧ヶ峰のエコツアーの全国発信のための基盤整備 ・営業 ・マスコミ戦略 ・ビジターセンターの体制強化 	<p>1 エコツアーリズムの発展、インタープリターの養成のための事業</p> <p>(1) 平成21年度から開始したインタープリター養成講座を継続実施（霧ヶ峰ビジターセンター連絡会）（令和5年度は12名受講。）</p> <p>(2) エコツアー実施については、霧ヶ峰自然教室との連携により実施</p>